

2027年度 予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 山下 康



公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日）では、「多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組」として、「社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う」ことが記載されています。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業における社会福祉士の配置促進

社会福祉法改正の議論において、介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等を分野横断的に実施する「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」が新設され、「①相談支援事業」、「②地域づくり事業」、「③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業」を、一体的に実施することとされています。

第33回社会保障審議会福祉部会（2026年4月23日）では、委員の発言として、「世代を超えた多様で幅広いニーズへの対応にはソーシャルワーカーとしての専門的な知見が不可欠」「社会福祉士の資格取得を推奨すべき」「配置や報酬上の評価を検討すべき」等、当該事業において社会福祉士が果たす役割の重要性について意見が示されました。当該事業を進めるにあたっては、分野横断的、地域における幅広い相談対応や地域コーディネートを担う人材として、社会福祉士の配置を推進いただきますようお願いいたします。また、本事業の実効性を担保し、小規模市町村が円滑に事業実施できるよう、都道府県に福祉専門職のアドバイザーを配置することについて、ご検討いただきますようお願いいたします。

○「地域権利擁護相談支援センター（中核機関）」への社会福祉士の配置促進

2026年4月3日に閣議決定され、国会に提出された「社会福祉法等の一部を改正する法律案要綱」において、「市町村は、地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、（中略）事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターを設置することができるものとする。」とされました。これは従前の「中核機関」を法的根拠のある機関とすることになるものです。

2024年度に本会が実施した調査研究事業「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画で提示された「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」や「地域福祉と家庭裁判所との連携機能の強化」など、中核機関が役割を果たすために、ソーシャルワーク機能の発揮が必要であることを明らかとしました。

今後、法的根拠に基づく地域権利擁護相談支援センター（中核機関、以下支援センターとする）が求められる役割を担っていくためには、支援センターの組織的強化に加え、支援センターに配置される人材が、地域連携ネットワークを最大限に活用して、地域の多様なリソースを結集させるソーシャルワークの実践を担うことが不可欠です。ソーシャルワーク専門職である社会福祉士は、専門職後見人として身上保護の専門性をもって実務に携わることが今後ますます強く期待されます。これまでも裁判所から数多くの後見等受任の審判を受けているとともに、司法分野の専門職・機関と社会福祉機関の間の調整や、地域の関係機関とのネットワーク構築を担ってきています。今後、法定化された支援センターが機能を発揮するために、専門職後見人等としての知見と経験を有し、地域の各機関と連携してソーシャルワークを展開する社会福祉士を支援センターへ配置することがさらに促進されるよう、施策の検討をお願いします。

○頼れる身寄りがない高齢者等に対する事業について

頼れる身寄りがない高齢者等の日常生活支援や入院・入所手続き、死後事務などへの対応は、民間団体が実施しているいわゆる「高齢者等終身サポート事業」も対応策の1つとなりますが、一定程度の費用を拠出できる富裕層が主な対象となっているのが現状です。今回の法改正では、頼れる身寄りがない高齢者等や判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業を新設し、利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金を提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置づけるとされています（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。

しかし、上記2つの事業の対象にならない中間層の受け皿について体制整備が不十分であり、窓口の整理や支援、事業者への行政の関与、チェック体制の仕組みの整備について施策のさらなる検討をお願いします。

○災害時の切れ目のない支援体制の整備について

令和6年能登半島地震では、福祉支援に係る初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の必要性が指摘され、今回の法改正では平時からの災害福祉支援の体制整備を推進すること、DWAT（災害時福祉支援チーム）の法制化により、平時からの体制づくり・研修等を国が行うことが明記されています。

DWATの法制化は、「緊急期・応急期」の避難所や在宅等における災害福祉支援を推進するため必要不可欠となりますが、その一方で、避難所から仮設住宅へ移行し、被災者が生活を再構築していく「復旧期・復興期」における福祉的支援の枠組み（被災者見守り・相談支援等事業等による支援の枠組み）は、十分な検討がされているとはいえません。支援の継続性や、福祉的支援の専門性の担保、被災者を支えるため分野を超えた連携・コーディネートを担う人材の確保等の課題が未整理となっています。幅広い関係者との連携の推進を通じ、支援メニューがさらに充実するよう、「緊急期・応急期」のみならず、「復旧期、復興期」への切れ目のない支援体制の構築に向けて、人材の配置を含めた体制整備、予算措置の検討をお願いします。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。令和5年度、令和6年度の社会福祉推進事業で本会が実施した調査研究事業の福祉事務所に対する調査では「福祉事務所の業務に携わる社会福祉士は充足しているか」という問いに対し、回答した自治体の74.8%が「充足していない」という回答がなされるとともに、社会福祉士が「他の部署及び機関との連絡調整」「制度の理解」「社会資源開発」「自立支援」「スーパービジョン」「緊急性の判断」等において役割・機能を発揮していることが明らかになりました。

また、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」（令和5年12月27日）においても、「社会福祉士等といった専門性を有する人材を活用すること等、そのような地域で必要とされる支援を適切に実施できる人員体制等の確保が可能となる仕組みの構築や、適切な人員配置を行うための指標を示していくことが必要である」との記載があります。生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士の配置促進について検討していただきますようお願いいたします。特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、ソーシャルワークの専門性を有する社会福祉士の配置促進に向け、必要な措置の検討をお願いします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援体制の充実について

令和6年4月16日に議決された生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議では、「生活困窮者自立相談支援事業の機能を強化するため、社会福祉士等、専門性を持つ専任職員を配置するとともに、地域の実情に応じた適切な人員体制が確保されるよう、良質な人材確保を促す補助体系に見直すなど、相談支援員の処遇改善による人材確保及び定着促進を図ること」が明記され、実際に、半数近くの自立相談支援機関に社会福祉士が配置されてきています。

より一層アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員には社会福祉士等の配置を進め、また、相談体制を充実していくために、相談支援員についてもソーシャルワーク専門職である社会福祉士の正規雇用配置促進に向けた更なる措置の検討をお願いします。なお、各都道府県単位で自立相談支援機関の安定的な相談支援体制を構築していくにあたっては、福祉専門職団体と連携して進めていただきたくお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がない明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ刑事収容施設所在地に居住し生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 実施責任」記載の厚生労働省社会・援護局長通知第2-12-「(5)」として改正する等、明示することについて検討をお願いします。

○女性相談支援センターにおける社会福祉士の積極的活用

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行されたことにより、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援が求められています。しかし、女性相談支援センターの相談員の要件は社会福祉主事資格が努力義務として定められているのみです。国としても女性相談支援センターの機能強化のための事業（令和7年度：女性支援センター等地域連携推進モデル事業）や女性支援を担う者の専門性向上についての事業（令和8年度：女性支援を担う人材育成の強化）などに取り組んでいただいているところですが、女性相談支援センターが困難な問題を抱える女性に対して地域における包括的な支援を展開するためには女性相談支援員にソーシャルワーク専門職である社会福祉士資格を有する者の積極的配置が望ましいと考えます。そこで、そのための環境整備として女性相談支援員の処遇改善と専門性向上のために実施されている女性相談支援員活用強化事業における手当等の種類に福祉専門職加算を導入し、社会福祉士資格を有する場合に評価を行う加算制度の創設などの措置の検討をお願いします。

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者(2.3/千人)より高く(2.7/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について対応できるよう、各都道府県、市町村に、外国人の生活支援を行う社会福祉士を配置するようお願いします。

○孤独・孤立対策推進法による相談支援およびひきこもり支援事業への社会福祉士の配置

ひきこもり支援は、現在、都道府県・市町村等併せて年間約20万件的相談が行われており、統計調査を開始した平成30年度の10万件から令和5年度には約2.2倍に増加しています。また、R5年度のデータからは、都道府県、指定都市に設置されている「ひきこもり地域支援センター」等の関係機関は、福祉事務所以外の市町村窓口(11.0%)、保健所・保健センター(9.6%) NPO法人等の民間支援団体(8.9%)、自立相談支援機関(8.7%)、地域若者サポートステーション(8.4%)のほか、その他(警察署、訪問看護ステーション、法テラス、フリースペース等)(14.5%)等と多岐にわたっています。(「令和5年度ひきこもり地域支援センター、ひきこもり支援ステーション等相談実績及び推移」厚生労働省(令和6年3月))。

令和6年4月1日より施行された孤独・孤立対策推進法により社会福祉士の活用による相談支援を行うなど、ひきこもり支援コーディネーターは、ひきこもり当事者やその家族への相談支援を行い、医療や保健、就労、教育などが連携した個別支援の取組が必要であることに加え、個別支援を通じた社会資源開発、地域づく

り・ソーシャルアクション等、ソーシャルワーク機能を発揮した専門性による支援の展開が不可欠であり、適切な支援に結びつけることとされていることから、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の有資格者が積極的に配置されるよう必要な措置をお願いします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口

2025年6月11日付けで「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が交付されました。本会は、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定した、自殺リスクをアセスメントし関係機関へ適切につなぐためのアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を進めています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○こども家庭ソーシャルワーカー資格取得者を対象とした社会福祉士受験資格要件の緩和

令和4年の児童福祉法改正により創設されたこども家庭ソーシャルワーカーについては、制度開始から2年間で1300人を超える合格者が誕生しており、その中には、社会福祉士等の既存の資格を有しない実務経験者や保育士も含まれています。これらの資格取得者は、4年以上の児童福祉分野における相談援助業務の実務経験を有し、指定研修及びソーシャルワーク研修を修了したうえで認定試験に合格する等、こども家庭分野における相談援助に関する一定の知識及び実践経験を有しています。近年、こどもの貧困、ヤングケアラー、ダブルケアなど、複数分野にまたがる複雑化・多様化した課題への対応が求められる中、こうした実践者が社会福祉士資格を取得し、分野横断的な視点を身につけながら、より幅広い領域で専門性を発揮できるようにしていくことが必要です。そのため、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第12号に列挙されている実務経験にこども家庭ソーシャルワーカー資格を有する者に加え、短期養成施設等ルートの対象とするなど、社会福祉士国家試験の受験資格の緩和について検討をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されています（『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書、平成30年3月27日）。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられています。

一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」）を業とする者」とされています。

「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するものの、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることです（「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」）。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となります。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案します。

【老健局関係】

○介護保険施設における社会福祉士の評価について

令和7年度老人保健事業推進費等補助金「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」において、介護老人福祉施設では看取り介護実施割合が47.0%である一方、看取り介護加算の算定割合が34.3%であり、約13%もの乖離があることが明らかとなりました。

この結果は、現場が看取りの実践を行いながらも、複雑な意思決定支援や多職種間の合意形成及びそれらの文書化というプロセス管理の負担によって、適正な報酬評価に結びついていない実態を如実に示しています。

しかし、生活相談員（社会福祉士）を配置する介護老人福祉施設では看取り介護において、「多職種連携を基盤とした対話に基づく意思決定支援と本人・家族の合意形成のプロセス管理」が配置していない施設と比べ、有意に実施されています。これは、社会福祉士による「多職種連携を基盤とした対話に基づく意思決定支援と本人・家族の合意形成のプロセス管理」が実施されることにより、利用者と家族が納得して最期を迎えられるという質の高い看取りにつながっているためです。

社会福祉士がプロセス管理を担うことで、他職種が専門的ケアに専念できる環境が整う（タスク・シェアの推進）効果も見込まれるため、社会福祉士がプロセス管理により携われるよう、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における看取り介護加算について、新たに看取り介護加算Ⅲ（新設）として、以下の算定要件を介護給付費分科会において議論の俎上に載せていただきたく提案いたします。

【看取り介護加算Ⅲ 算定要件（案）】

- 1 看取り介護加算（Ⅱ）の届出を行っている施設であること。
- 2 社会福祉士の資格を有する生活相談員を1名以上配置していること。
- 3 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を遵守し、多職種連携による意思決定支援及び本人・家族等との合意形成に向けた対話のプロセスを継続的に記録し、適切に保存していること。

【内閣府関係 政策統括官〔防災担当〕】

○災害時の切れ目のない支援体制の整備について

令和6年能登半島地震では、福祉支援に係る初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の必要性が指摘され、今回の法改正では平時からの災害福祉支援の体制整備を推進すること、DWAT（災害時福祉支援チーム）の法制化により、平時からの体制づくり・研修等を国が行うことが明記されています。

DWATの法制化は、「緊急期・応急期」の避難所や在宅等における災害福祉支援を推進するため必要不可欠となりますが、その一方で、避難所から仮設住宅へ移行し、被災者が生活を再構築していく「復旧期・復興期」における福祉的支援の枠組み（被災者見守り・相談支援等事業等による支援の枠組み）は、十分な検討がされているとはいえません。支援の継続性や、福祉的支援の専門性の担保、被災者を支えるため分野を超えた連携・コーディネートを担う人材の確保等の課題が未整理となっています。幅広い関係者との連携の推進を通じ、支援メニューがさらに充実するよう、「緊急期・応急期」のみならず、「復旧期・復興期」への切れ目のない支援体制の構築に向けて、人材の配置を含めた体制整備、予算措置の検討をお願いします。

【内閣府関係 孤独・孤立対策推進室】

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者(2.3/千人)より高く(2.7/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いいたします。

【こども家庭庁関係】

○子どもの権利擁護のさらなる推進と社会福祉士の積極活用

平成28年の改正児童福祉法において「子どもの最善の利益」が明記され、令和4年にはこども基本法の制定、その後のこども大綱の制定（に向けた取組）など、国を挙げた子どもの権利擁護の取組が進められています。その中であって、社会的養護を必要とする子どもたちは、保護者による不適切な養育による傷つきに加え、一時保護、施設入所や里親委託などにより家族や地域とのつながりが途切れ、生活や行動が制限されるなど、その権利が大きく侵害されています。

今後も親権制限や未成年後見制度、児童相談所長等による親権代行等が適切に運用されるとともに、令和4年成立の児童福祉改正法による子どもの意見聴取と子どもの意見を踏まえた支援の展開、「子ども意見表明支援員（子どもアドボケイト）」の養成・確保を早急に進めるほか、子どもアドボケイトとして社会福祉士の位置づけと活用促進および財源措置をお願いします。

○こども家庭ソーシャルワーカーの養成推進について

令和4年の児童福祉法改正により創設されたこども家庭ソーシャルワーカーについては、制度開始から2年間で1300人を超える合格者が誕生しました。こども家庭福祉の現場における問題は、多様化・複合化してきていることから、今後も引き続き、社会福祉士等を基礎資格とし、実務経験の積み重ねと専門性の高い研修等を受講することにより、児童虐待やその他こども家庭福祉分野における相談や支援を実施できる専門職を養成していくことが必要です。社会福祉士等の有資格者が実務経験の分野に関わらずに研修を受講できるよう、こども家庭ソーシャルワーカー指定研修等について、さらなる周知を図り、国が研修機関に対する運営費補助を行うことにより、受講料金の低価格化を図るなど、受験者の地域や所属等を問わずに受験しやすい環境の整備をお願いします。また、こども家庭ソーシャルワーカーの配置については、令和8年3月からは児童養護施設等の長や児童自立支援専門員等の任用要件に加えられたところですが、児童相談所や市区町村こども家庭センターなどの専門相談機関については有資格者を必置とするものの検討をお願いします。

○「児童虐待の防止等に関する法律」の児童虐待の定義に「経済的虐待」を加えること

昨今、就学支援に関する各種支援金やアルバイトによる収入など、こども自身の収入や給付金等を保護者が費消してしまい、修学や進学など子どもの生活に支障を来している事例等が散見されます。

こういった事例は、表面的には子どもの貧困問題として捉えられておりますが、衣食住や医療・教育に係る養育が不適切である「ネグレクト」と同様に、意図してこどもの財産等を保護者が自らの遊興等に費消してしまうことは、こどもの権利の搾取であり、経済的虐待です。

児童の権利条約第32条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示しています。保護者からの経済的な搾取において、子どもは、自ら助けを求めることが弱く、また周囲の大人も経済的な搾取の概念がないことから、見過ごされる状況にあります。児童の権利条約の精神に則り、社会全体で子どもの権利侵害を防止するため、全国の実態を把握するとともに、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）の児童虐待の定義に「経済的虐待」を加えることを提案いたします。

○共同親権制度の実施に伴う支援体制への社会福祉士の活用について

共同親権制度は、令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律により、離婚後も父母双方が子どもの最善の利益を中心に協働し、安定した養育環境を確保することを目的として創設されたものであり、制度の円滑な運用に向けた準備が求められています。

令和6年の法制審議会家族法制部会における附帯決議では、改正内容の正確な周知、子の意見尊重と安全確保を含む子の利益の徹底、DV・虐待防止や離婚に伴う不利益の回避のための行政・福祉等の支援の充実が求められています。これらの論点は、制度の運用にあたり専門的知見を要する判断や多機関連携が必要となる領域であり、適切な支援体制の構築が不可欠であることを示しています。

また、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「離婚前後の家族への支援についての実態把握等に関する調査研究」では、親子交流支援事業や離婚前後親支援事業、養育費等支援事業の実施状況に大きなばらつきがあること、支援体制の構築やニーズ把握が難しく事業開始のハードルが高いこと、情報提供が不足しており支援が必要な家庭に十分届いていないこと等が明らかになりました。さらに、離婚前の早期段階での支

援、講座後の継続的なフォローアップ、家庭裁判所や公証役場等との連携強化の必要性が示されています。これらの支援を適切に実施するためには、家族の状況を多面的に把握するアセスメント機能、関係機関との連絡調整機能、子どもの権利擁護機能、リスク評価機能等を有する専門職の関与が不可欠です。社会福祉士には、マイクロ・メゾ・マクロレベルの多岐にわたるソーシャルワーク機能を発揮することが期待されており、共同親権制度の実効性を確保するうえでも重要な役割を担うことができます。

共同親権制度の施行に向け、支援計画の策定、面会交流支援、リスク評価、子どもの意見表明支援等の支援体制において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が活用されるよう、必要な措置の検討をお願いします。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカー任用における社会福祉士の配置と勤務条件の改善

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の業務は児童生徒やその家族、そして教職員と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などがあります。学校及び教育委員会に常勤のSSWを配置するとされているほか、第3期教育振興基本計画においては、SSW配置の推進により福祉部門と教育委員会・学校との連携体制の構築が求められました。（『児童生徒の教育相談の充実について』教育相談等に関する調査研究協力者会議、2017年1月）。

しかし、現在、SSWの配置が徐々に進められているものの、自治体により任用要件にばらつきがあるほか、勤務時間や日数等の制約があるため、こどもや家庭のニーズに合わせた面接や家庭訪問の実施など、専門的なソーシャルワーク支援が十分に展開できていないと指摘されています（『学校における専門スタッフ等の活用に関する調査』総務省、令和2年5月15日付）。子どもの貧困、児童虐待やヤングケアラーなど児童生徒やその家庭が抱える課題の解決に向けて、「チームとしての学校」の推進は不可欠であることから、重要な担い手であるSSWとして、社会福祉士の配置と勤務条件（正規職員や週30時間勤務等）の改善をお願いします。

【法務省大臣官房秘書課】
【法務省司法法制部関係】
【法務省刑事局関係】
【法務省矯正局関係】
【法務省保護局関係】

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間(接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める)の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。また、矯正施設に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるよう関係部局への働きかけをお願いします。

○地域支援ネットワークづくりへの社会福祉士の参加促進

逮捕・勾留、起訴・裁判段階にある人、満期釈放者などが“地域とつながり続ける”ことができるよう、地域において支援のネットワークづくりが進められています。関係機関における社会福祉士の活用がより促進されるように、地方公共団体における再犯防止の取り組みを促進するための協議会などへ、地域生活定着支援センター職員及び都道府県社会福祉士会からの推薦を受けた社会福祉士が積極的に参画できるよう関係部局へ働きかけをお願いします。

○更生支援計画の活用促進

更生支援計画書は、主に裁判上の資料とする目的で、社会福祉士等が弁護人からの依頼を受けて作成する、被疑者又は被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面であり、障害等を有する者に対する福祉的支援の必要性や具体的な支援方策が記載されているなど、当該者が受刑者となった場合においても、社会復帰支援等を実施する上で有益な資料となり得るものです。

現在は日本弁護士連合会が独自に、社会福祉士などが作成する更生支援計画書に関わる費用の支弁を実施していますが、日本弁護士連合会の負担ではなく法テラスなど、国費の支出とすることを検討していただきますようお願いいたします。

○福祉支援課程等における社会福祉士の活用促進

刑法改正により 2025 年 6 月から拘禁刑が導入され、矯正施設では、知的障害や発達障害、精神障害などがある受刑者の社会復帰などを支援するための新たなプログラム「福祉的支援課程」等が実施されましたが、指導スタッフに社会福祉士を積極的に採用することを検討していただきますようお願いいたします。

【法務省民事局】

○共同親権制度の実施に伴う支援体制への社会福祉士の活用について

共同親権制度は、令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律により、離婚後も父母双方が子どもの最善の利益を中心に協働し、安定した養育環境を確保することを目的として創設されたものであり、制度の円滑な運用に向けた準備が求められています。

令和6年の法制審議会家族法制部会における附帯決議では、改正内容の正確な周知、子の意見尊重と安全確保を含む子の利益の徹底、DV・虐待防止や離婚に伴う不利益の回避のための行政・福祉等の支援の充実が求められています。これらの論点は、制度の運用にあたり専門的知見を要する判断や多機関連携が必要となる領域であり、適切な支援体制の構築が不可欠であることを示しています。

また、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「離婚前後の家族への支援についての実態把握等に関する調査研究」では、親子交流支援事業や離婚前後親支援事業、養育費等支援事業の実施状況に大きなばらつきがあること、支援体制の構築やニーズ把握が難しく事業開始のハードルが高いこと、情報提供が不足しており支援が必要な家庭に十分届いていないこと等が明らかになりました。さらに、離婚前の早期段階での支援、講座後の継続的なフォローアップ、家庭裁判所や公証役場等との連携強化の必要性が示されています。これらの支援を適切に実施するためには、家族の状況を多面的に把握するアセスメント機能、関係機関との連絡調整機能、子どもの権利擁護機能、リスク評価機能等を有する専門職の関与が不可欠です。社会福祉士には、ミクロ・メゾ・マクロレベルの多岐にわたるソーシャルワーク機能を発揮することが期待されており、共同親権制度の実効性を確保するうえでも重要な役割を担うことができます。

共同親権制度の施行に向け、支援計画の策定、面会交流支援、リスク評価、子どもの意見表明支援等の支援体制において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が活用されるよう、必要な措置の検討をお願いします。

【出入国管理庁関係】

○外国人支援に係る連携・協働の強化

本会では、2006年度から現在まで、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催してきたほか、滞日外国人が直面する生活上の困りごとの実情および解決に向けた連携についての調査研究事業「滞日外国人支援に携わる実務者（社会福祉士）の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業2017年度）」や、『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業2018年度）の発刊等を通じ、多様な資源をコーディネートしながら生活課題の解決に導く福祉専門職の養成に尽力して参りました。

これらの実践から、外国人との共生、そして外国人の生活の困りごとの解決においては、福祉専門職を含む関係者の連携・協働が不可欠であることを認識しております。今後、社会福祉士との積極的な連携や協働、さらにはソーシャルワーク専門職である社会福祉士を外国人支援コーディネーターとして配置促進されるようお願いいたします。

また、外国人支援コーディネーターの資格のあり方を検討するにあたっては、本会との連携及び協議の場を設けていただきますようお願いいたします。

○外国人支援コーディネーター養成研修受講対象の拡大

令和6年度から、第1期の外国人支援コーディネーター養成研修が開催されていますが、この研修の受講対象者は、地方公共団体等の外国人向けの相談窓口の実務経験がある者に限定されている実態があります。

社会福祉士等の国家資格保有者については、「実務経験を不要とする」とされているものの、プログラムの中で「受講生が所属する職場等において、職場等の理解と協力の下で業務を通じた「実践」が求められており、実質的に、外国人向けの相談窓口以外の機関（例えば、社会福祉協議会や地域包括支援センター等）に所属する国家資格保有者が、この資格を取得し、外国人支援の相談スキルを向上させようと考えたとしても、「実践」の場がないために、受講することができない現状があります。

様々な分野の実践力を持つソーシャルワーク専門職である社会福祉士が、外国人支援の分野でも活躍できるよう、所属機関・実践の有無を問わず受講対象を広げる検討をお願いします。

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者(2.3/千人)より高く(2.7/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023~2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切かつスムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いいたします。

○在留資格を有しない子どもとその家族の適切な保護と正規滞在資格の付与

出入国在留管理庁による「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」(令和7年5月23日)の発表以降、強制送還者数が増加し、その中には難民申請者も含まれています(令和7年10月10日実施状況)。日本の難民認定制度には課題があり、本来、保護されるべき者が、非正規滞在状態となり退去強制の対象とされる場合も少なくありません。今後、親のみ送還(親子分離)、日本生まれや日本育ちの子どもの送還、在留特別許

可を求めている者の送還などの実施がますます懸念されます。在留資格を有しない外国人に対して、強制送還を推進するのではなく、さまざまな事情を勘案し、子どもの最善の利益や国際人権条約に則り、適切な保護と正規滞在資格を付与することをお願いします。

【総務省 自治行政局国際室】

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者(2.3/千人)より高く(2.7/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切かつスムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いします。

以上